

横浜市水辺愛護会設置要綱

制定 平成 8 年 11 月 18 日

改正 令和 8 年 4 月 1 日

(目的)

第 1 条 この要綱は、河川・水辺愛護意識の醸成を図り、地域の水辺環境を良好に保つことで、市民が、快適に水辺とふれあい親しむことができるように、美化活動等を自発的に行う団体である水辺愛護会の設置について必要な事項を定めるものとする。

(水辺愛護会)

第 2 条 水辺愛護会（以下「愛護会」という。）は河川・水辺施設（以下「水辺施設等」という。）において、前条の目的を達成するため結成され、市長の承認を受けた団体をいう。

(愛護会の構成)

第 3 条 愛護会は水辺施設等に関し営利を目的とせず、自主的なボランティア活動を行う、地域住民又は自治会・町内会、商店会、学校、企業、NPO 法人等に所属する者の 5 名以上の人員で構成する。

(愛護会の役員)

第 4 条 愛護会には会長をおき、会を統括するものとする。

2 愛護会には、その他必要な役員を置くものとする。

(愛護会の数)

第 5 条 愛護会の数は、原則として 1 施設について一の愛護会とする。ただし、水辺施設等の規模が大きく、一の愛護会のみでは一体的な活動が困難な場合は、この限りでない。

(愛護会の活動)

第 6 条 愛護会の活動は、第 1 条の目的を達成するために必要な清掃・除草活動を主たる活動とし、その他広く市民に対し、河川・水辺愛護意識の醸成を図るための自主的活動とする。

(愛護会の結成と承認)

第7条 愛護会の承認を受けようとする団体の代表者は、水辺愛護会結成届（第1号様式）に、役員・会員名簿（第2号様式）、規約及び活動延長・範囲図を添えて市長に提出するものとする。

2 市長は、前項の結成届等を適正と認め提出団体を愛護会として承認したときは、水辺愛護会承認通知書（第3号様式）により愛護会の結成を届け出た者に通知するものとする。

3 市長は、活動の継続が困難と判断されるなど、やむを得ない場合又は公益上の必要がある場合は、愛護会の承認を取り消すことができる。

(愛護会の届出事項)

第8条 愛護会の会長は、次の各号の一に該当するときは、水辺愛護会会長変更届（第4号様式）、水辺愛護会活動延長・範囲変更届（第5号様式）、届出事項変更届（第6号様式）又は水辺愛護会廃止届（第7号様式）を市長に提出するものとする。

(1) 会長を変更したとき。

(2) 活動延長・範囲を変更したとき。

(3) 規約、団体名及びその他市長が必要と認める事項を変更したとき。

(4) 愛護会を廃止したとき。

(愛護会への支援)

第9条 市長は、愛護会の活動に関して、必要と認める範囲において補助金を交付することができる。

2 愛護会への支援は横浜市水辺愛護会活動補助金交付要綱で別途定める。

附 則

この要綱は、平成9年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、改正日以降から適用するものとする。

附 則

この要綱は、令和 8 年 4 月 1 日から適用するものとする。